

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也
岩手県医療局長 小 原 重 幸

岩 手 県 規 則 第 1 号
岩手県医療局管理規程

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程

医師支援推進室規則（平成18年 岩 手 県 規 則 第 1 号）の一部を次のように改正する。
岩手県医療局管理規程

改正前	改正後
<p>(特命参事)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特命参事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</p>	<p>(特命参事)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 特命参事は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、<u>室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p>
<p>(医師支援推進担当課長)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 医師支援推進担当課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理する。</p>	<p>(医師支援推進担当課長)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 医師支援推進担当課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、<u>室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p>
<p>(専門幹)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(主任主査及び主任主査行政専門員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(主査及び主査行政専門員)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(主任及び主任行政専門員)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(主幹)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(副主幹)</p>	<p>(特命課長)</p> <p>第10条 医師支援推進室には、必要に応じて、特命課長を置くものとする。</p> <p>2 特命課長は、<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u></p> <p>(専門幹)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(主任主査及び主任主査行政専門員)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(主査及び主査行政専門員)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(主任及び主任行政専門員)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(主幹)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(副主幹)</p>

第15条 [略]

(主事及び行政専門員)

第16条 医師支援推進室には、必要に応じて、主事及び行政専門員を置くものとする。

2 主事及び行政専門員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(代決)

第17条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
室長	医師支援推進監	
医師支援推進監	医師支援推進担当課長	
医師支援推進担当課長	[略]	

(専決)

第18条 医師支援推進室の分掌事務について、保健福祉部長、室長、医師支援推進監及び医師支援推進担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

医師支援推進監専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 医師支援推進担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 医師支援推進担当課長の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。

(5) [略]

(6) 医師支援推進担当課長の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)

(7)～(22) [略]

医師支援推進担当課長専決事項

(1)～(18) [略]

2 [略]

第16条 [略]

(コーディネーター、主事及び行政専門員)

第17条 医師支援推進室には、必要に応じて、コーディネーター、主事及び行政専門員を置くものとする。

2 コーディネーター、主事及び行政専門員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(代決)

第18条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
室長	医師支援推進監又は特命参事	
医師支援推進監	医師支援推進担当課長又は特命課長	
特命参事、医師支援推進担当課長又は特命課長	[略]	

(専決)

第19条 医師支援推進室の分掌事務について、保健福祉部長、室長、医師支援推進監、特命参事、医師支援推進担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

医師支援推進監専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 医師支援推進担当課長及び特命課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 医師支援推進担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(5) [略]

(6) 医師支援推進担当課長及び特命課長の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)

(7)～(22) [略]

特命参事、医師支援推進担当課長及び特命課長専決事項

(1)～(18) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則・規程は、令和8年4月1日から施行する。